

発行所
日本赤十字
新労働組合連合会
(略称「日赤新労」)
東京都港区西新橋3-14-5
Tel・東京434-7080
発行責任者
山景 勇

日赤新労ニユース

綱領
1. 吾々は、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて吾々の権利を守り、生活の安定と向上をはかる。
2. 吾々は、常に暴力と独裁を排し、自由にして明瞭なる民主的労働組合として、健全なる発展を期す。
3. 吾々は、赤十字の民主化と近代化を促進することによつて、その人道的任務の達成に寄与する。

43年度第3回

中央委員会 (含単組代表者)

＝ベア要求貫徹デモ行進決定さる＝

—43・11・25 於 熱海八丁園ホテル—



第三回中央委員会

(含単組代表者)

ベア交渉も最終段階にさしかか
つた十一月二十日の同交において
突如として本社側から提示された
十月ベア実施の、一発回答に対し
いかに之に対処すべきかを討議す
べく、単組代表者を加えた、第三
回中央委員会が十一月二十五日熱
海八丁園に於て開催された。なお
本中央委員会には、本年度より取
扱方式を改められた期末手当に関
し併せて審議された。

- 【出席者】
- | | |
|--------------|---------|
| 執行委員長 | 川島 亮介 |
| 副委員長 | 川出 富治 |
| 書記 | 堀江 直樹 |
| 書記 | 長 山 景 勇 |
| 執行委員 | 鈴木 豪 昭一 |
| 執行委員 | 服部 昭一 |
| 執行委員 | 大坪 敏之 |
| 執行委員 | 川 越 功 |
| 執行委員 | 吉村 政一 |
| 執行委員 | 竹洞 恵子 |
| 中央委員(代理者を含む) | |
| 大淵源有衛門(八戸日赤) | |
| 吉田 栄司(盛岡日赤) | |

- 単組代表
- 柳田 町子(水戸日赤)
 - 谷津 愛二(足利日赤)
 - 柴山 定男(大田原日赤)
 - 高橋 松治(前橋日赤)
 - 前川 功(中央病院)
 - 福岡 康之(浜松日赤)
 - 山田 正(名一日赤)
 - 原 貴佐子(〃)
 - 小 瀬 勇(名二日赤)
 - 工藤 進(大津日赤)
 - 定久 正夫(鳥取日赤)
 - 福永 貞雄(鳥取日赤)
 - 池上 和男(岡山日赤)
 - 谷 山 実(〃)
 - 石松 順一(今津日赤)
 - 渡辺 康喜(唐津日赤)
 - 長谷川 岩三(愛知血液センター)
 - 小森 清志(大田原日赤)
 - 早川 清也(前橋日赤)
 - 本多 誠司(浜松日赤)
 - 宮原 義彦(名一日赤)
 - 山 中 和 安(名二日赤)
 - 西出 昇太郎(大津日赤)
 - 福田 昌平(鳥取日赤)
 - 行本 昌平(岡山日赤)
 - 児玉 昭信(三原日赤)
 - 若山 義郎(東京都支部)
 - 杉 村 昇(愛知県支部)
 - 堀江 岸夫(岐阜県支部)
 - 井 福 昇(福岡県支部)

三、議長選出、書記任命
議長 宮原義彦(名一日赤)
書記 夏井恒世(新労本部)
四、執行委員長(挨拶要旨)
今回の中央委員会は、予め文書による通達を出す暇もなく、電報又は電話等をもつて連絡し、多大のご迷惑をおかけしたが、事情の上、了承されたい。
これまでの経過で示すとおり、吾々は六月以来、隠忍に隠忍を重ねて来たが、この度突如として十日実施の本社提案があり、しかも諾否を十一月二十五日と限定した。新労としてはあらゆる角度から検討し努力を払って来た結果今日の状態になったことを考慮され十分なる審議を望む。
なお、この度期末手当について今迄とスタイルの変つたことについても討議された。

五、議 事
【報告】
山景書記長より、六月以来のベア斗争経過の状況を、プリントにより詳細報告した。
【審議】
審議に入る前、議長より、オプザバー出席者の発言を認めるかどうかについて詰つた結果、これを認めることに決定した。
◎ベアスタップについて
【執行部】
最終段階に来て、本社の提示した十月実施の線についていかに対処するかを審議された。
【山田「名一日赤」】
現段階において、執行部は人事院勧告完全実施、つまり五月ベア実施ということを考えているか。その後の情勢の判断により修正対応する考えはないか。
【執行部】
人事院勧告完全実施という根本観念に変わりはないが、情勢の変化に対応する気持はある。
【高橋「前橋日赤」】
本社がベア交渉妥結を急いでいる理由は何か。
【執行部】
近く開かれる理事会、給与改正委員会を順調に終わらせるために、早目に新労と妥結して置きたいと推察される。
【横田「水戸日赤」】
十月実施を本社がきめた根拠は資料集計の結果と思うが、組合として全面的に之を信頼するか。
【執行部】
吾々は本社資料に拘束されるものでないが、衛生部調査のものであれば之を否定することはできない。
【前川「中央病院」】
人事院勧告の線が無理であれば公務員の線でもやむを得ない、ということとは考えられるが、十月実施など審議の余地がない。
【石松「今津日赤」】
十月実施を呑む呑まぬということよりも先ず吾々はやるべきことをやらなければならない。本社に誠意がなければ、新労の意気のあるところを見せるべきだ。
【福永「鳥取日赤」】
人物の線固執は考えものであると思う。
【渡辺「唐津日赤」】
十月実施を呑むか呑まぬかを先ずきめてはどうか。
【定久「鳥取日赤」】
何月にしぼるか問題であるが、

八月を下らないようにしたい。
【池上「岡山日赤」】
本社交渉の際執行部にある程度の中を持たせる必要があると思うので、意見の統一をはかり大綱をきめそれにより執行部の情勢判断にまかすべきであると思う。
【山田】
プロックの意見統一のため休憩されたい。
ここで、支部、病院、血液センター等の意見をまとめるため、十分間休憩することとした。
各プロックの意見次のとおり
第一プロック
八月実施、最悪の場合でも、九月とすること。
第二プロック
十月実施は問題外である。最低九月の線で、デモ行進、中労委提訴等を実行すること。
第三プロック
現段階では八月公務員の線とすること。
第四プロック
最低九月、できなければ決裂もやむを得ない。
第五プロック
最低九月の線は確保したい。
第六プロック
あくまで前進すべきだ、方法手段等執行部に一任する。
以上のとおりであり、テーブル交渉の段階は過ぎた観があるので、小森大田原日赤単組代表の発言により、第三プロック提案の、デモ行進を行うことについてこれを諮り、全員賛成をもつて採択した。

なお、資金カンパについては、既に必要によつて執行部から要請があれば之に応ずるといふことになつてゐるので、改めて再確認された。ベア実施の時期については、ハツキリさせるべきであるといふことで、八月、または九月が論議されたが、手探しの結果

第四回

中央委員会

於東京都勤労福祉会館

ベア十月実施に対し

五条件提示す

本年度ベア斗争も、日赤労組の事態取捨について緊急協議のため、本社妥協という新事態に直面し、急遽、東京勤労福祉会館に於て、第四回中央委員会が開催された。



三、議長選出、書記任命
議長 原 公之(中央病院)
書記 夏井恒世(日赤新労)

つた結果、これを取捨するため、今日お集まりを願つた次第である。書記 夏井恒世(日赤新労)

十月実施はやむを得ないと思ふが、それには条件をつけてほしい。これは皆が思つてゐることと思ふ。

濱松日赤の古橋氏及び岡山日赤徳田氏から、他労働団体との関係について、お互に足をひっぱり合うことの不利、共闘問題について本部の考えを質したのに対し、本部から、新労は思想的背景を持つていないこと、今の所経済斗争第一主義であること、他団体に呼びかけ等をしていないこと、など見解を示した。

すべく本社に向つた。

二〇対一六
で、八月とすることに決定した

◎年末手当について

(渡辺「唐津日赤」)

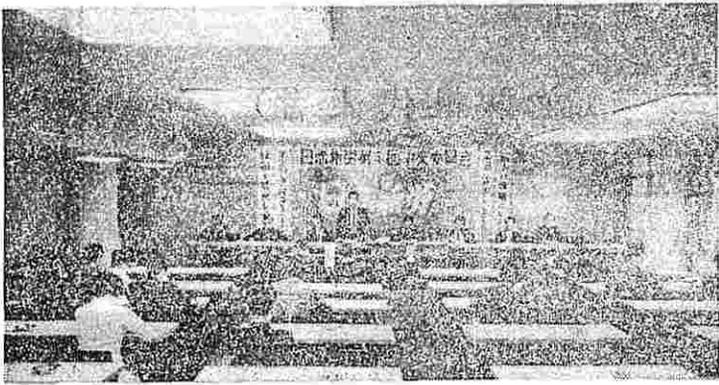
期末手当について本社が手続省略の基準線を示す通達を出さなくなつた経緯を聞きたい。

(執行部)

本社は今回、期末手当及び勤勉手当に関する支給のスタイルを変え申請手続省略基準であり、また各施設長が決定する標準率ともいふべき、所謂お墨付を出さないこととしたといふのである。そして吾々との話し合いの席上に於て次の三点を明かにした。それは、
(1) 社長の承認を得ること。
(2) 財政の範囲であること。
(3) 支給額は常職の線であること。

であり、特に常職の線といふことについては極めて含みのある発言により、暗に公務員に準ずるものであることを示唆し、決して安易なものではないといふことを感じ取つた次第である。各単組にあつては、老かいたる本社の術中に陥ることなく、給与要綱第三五の正しい運用に努められたい。交渉難航等の場合、本部より万難を排して出向く心算である。

以上で中央委員会を終り、午後



本年度ベア斗争も、日赤労組の事態取捨について緊急協議のため、本社妥協という新事態に直面し、急遽、東京勤労福祉会館に於て、第四回中央委員会が開催された。

率直にいつて今回の中央委員会は本社提示の、ベア十月実施の一答回答に対し、新労として今迄とは違つた環境に立つて、再検討するためである。なおこの際交渉途上にある年末手当についての討議も併せ行われた。

一、開会
二、資格審査、成立確認
中央委員定足数に達し、成立確認したので、急ぎ労使協議会を持

つた結果、これを取捨するため、今日お集まりを願つた次第である。書記 夏井恒世(日赤新労)

十月実施はやむを得ないと思ふが、それには条件をつけてほしい。これは皆が思つてゐることと思ふ。

濱松日赤の古橋氏及び岡山日赤徳田氏から、他労働団体との関係について、お互に足をひっぱり合うことの不利、共闘問題について本部の考えを質したのに対し、本部から、新労は思想的背景を持つていないこと、今の所経済斗争第一主義であること、他団体に呼びかけ等をしていないこと、など見解を示した。

労使協議会

一四三・一二・五日午後七時

先ず新労側から、ベア十月実施も諸情勢からやむを得ないこと、条件として、本日中央委員会に於て決定した五条件を提示したのに対し、本社側から次のような回答がなされた。
(1) 新労単組の所属する施設中ベア十月実施困難と見做される施設に対しても十月一斉実施する。
(2) 通勤手当についての時期は七月を了承された。距離についてはなお検討する。
(3) 総合予算主義については、要望事項として、之を反映せしめるよう努力する。
(4) 特殊勤務手当その他諸手当

